

地域支援・医薬品供給対応体制加算 に関する掲示

厚生労働省の後発医薬品促進の方針に従って、当院では後発医薬品の使用に積極的に取り組んでいます。

後発医薬品の採用に当たっては、品質確保・十分安全な情報提供・安定供給等、当院の定める条件を満たし、有効かつ安全な製品を採用しております。

現在、全国的に後発医薬品を含む多くの医薬品の供給不足が続いていますが、当院では、医薬品の供給不足が生じた場合、速やかに適切に治療計画の見直しを行う体制を整えています。

そのため、医薬品の供給状況によっては、投与する薬剤を変更する場合がありますが、その際は事前に患者様には十分説明させていただきます。

ご理解とご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

2026年6月1日